

小山市障がい児者 基幹相談支援センター

小山市にお住まいの障がいを持つ方の総合的な相談窓口であるとともに、地域の相談支援体制の充実を目指した活動を行っております。また、併せて小山市の虐待防止センターの役割を担っています。



地域の相談支援事業所への
協力・助言等
(フォローアップ)

地域の障がい者に関する
総合的・専門的な相談窓口
(見立て・インテーク)



困難事例、
複雑な事例等の
相談・対応、連携

地域の相談支援専門員の
人材育成・連携強化

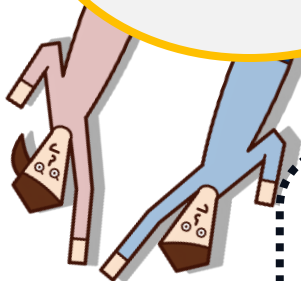


自立支援協議会・
各部会・ワーキング等の運営

障害者虐待
防止センターとして
虐待の通報受理、
初動調査等

障害者の権利擁護のための
啓蒙・啓発

地域課題の
抽出、開発・改善



所在地：〒323-0023

小山市中央町 1-1-1 小山市役所2階(福祉総務課となり)

TEL 0285-23-5050 FAX 0285-29-6090

MAIL :oyamakikansoudan@gaea.ocn.ne.jp

開所時間：月曜日から金曜日まで(年末年始・祝日を除く)

午前8時30分から午後5時15分まで

※緊急の場合、開所時間外でもお電話でのご対応が可能です。



小山市 HP リンクはこちら

相談は無料です。訪問などで不在の場合がありますので
来所相談をご希望の方は事前にお電話で日時をご相談ください♪

障害者虐待

知っていますか？

誰から？

家庭

養護者

身辺のお世話や身体介助・金銭管理をする家族や親族・同居人

施設

障害者福祉施設

障がい者福祉施設や障がい福祉サービス事業所等にかかわる業務に従事する者

職場

使用者

障がい者を雇用する事業主又は、事業の経営担当者

どんなこと？

身体的虐待

- ・殴る ・蹴る
 - ・叩く ・つねる
 - ・しばりつける
 - ・閉じ込める
 - ・無理に食べさせる
 - ・熱い飲み物を口に入れる
- など

性的虐待

- ・体をさわる
 - ・キスする ・裸にする
 - ・裸の写真をとる
 - ・わいせつな話をする
 - ・わいせつな写真や動画を見せる
- など

心理的虐待

- ・怒鳴る ・無視する
 - ・悪口を言う
 - ・バカにする
 - ・子どもあつかいをする
 - ・仲間はずれにする
 - ・「おやつ抜き」等の罰
- など

放棄・放置(ネグレクト)

- ・ご飯を食べさせない
 - ・お風呂に入らせない
 - ・髪や爪が伸び放題
 - ・不衛生な住環境で生活させる
 - ・病院や学校に行かせない
 - ・虐待を見て見ぬふり
- など

経済的虐待

- ・年金や賃金を渡さない
 - ・勝手に財産や預貯金を使う
 - ・本人に通帳を見せない
 - ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- など

どこへ連絡？

障害者虐待かもしれないと思ったらお電話ください。

小山市障がい児者基幹相談支援センター ☎ 0285-23-5050
小山市福祉課総務障がい支援係 ☎ 0285-22-9629

！匿名可能・秘密厳守！